

【お 知 ら せ】
高等学校等就学支援金制度の概要及び申請書類の提出について

高等学校等就学支援金とは、国による授業料の支援制度です。

貸与型の奨学金とは異なり、返還は不要ですが、受給資格の認定（確認）申請が毎年度必要となります。

受給資格を認定された方は、学校において授業料に充てるため、実質的に授業料の負担はありません。

高等学校等就学支援金は、原則オンライン（e-Shien システム）による申請をお願いしていますが、日本国籍以外の方は今年度紙申請のみとなりますので、お手数ですが通学先の学校へ申請用紙をお申し出ください。また、日本国籍の方でもオンライン申請の環境がない等により手続きできない場合は紙申請が可能ですので、通学先の学校へお問い合わせください。

なお、申請が遅れたり、申請しなかった場合は、授業料を納入していただくこととなりますので十分ご注意ください。

○ 高等学校等就学支援金制度（概要）

1 受給資格要件

日本国内に住所を有する者（生徒本人）で、次の①～⑦のいずれかに該当する者

- ① 日本国籍を有する者
- ② 特別永住者
- ③ 永住者
- ④ 日本人の配偶者等
- ⑤ 永住者の配偶者等
- ⑥ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑦ 家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

※上記の条件に当てはまらない場合においても経過措置や新修学支援制度（該当者の方には後日お知らせ）により授業料支援が受けられる場合がありますので、通学先の学校へお問い合わせください。

※令和8年度より就学支援金における保護者等の所得確認は廃止となりました。（上記要件に当てはまらないため、経過措置や新修学支援による認定申請を行う場合を除く）

2 受給期間

就学支援金の受給期間は最大で36月（定時制は48月）になります。単位制の学校は卒業に必要な単位である74単位まで（年間最大30単位まで）となります。

なお、受給期間等を超えた場合は授業料を納入していただくことになります。

○ 申請方法

- 1 受給資格要件①：日本国籍を有する方 ※原則オンライン申請をお願いします。
パソコン、スマートフォン等（以下、端末と記載します。）を用いて、高等学校等就学支援金オンライン申請システム（以下、e-Shien と記載します。）にログインし、必要事項を入力して申請してください。（別添【マニュアル】利用マニュアル（申請者向け）_新規申請編（令和 8 年 4 月申請向け）、または【マニュアル】利用マニュアル（申請者向け）_変更手続編（在校生受給資格確認）（令和 8 年 4 月申請向け）を参照してください。）

なお、ログインに必要な ID・パスワードは、別途、通学先の学校から配付されます（新入生・未通知の在校生）。また、すでに通知済みの在校生の方で、ID・パスワードをお忘れの場合は、学校にて再発行しますので、お申し出ください。

※ オンライン申請の手順は別添のマニュアルを確認してください。

- 2 受給資格要件②～⑦に該当する方・①で端末が無い等紙申請を希望する方
⇒通学先の学校へ申請用紙をお申し出ください。

○ 提出書類、提出期限

- 1 オンライン申請する場合
端末を用いて、別途、5月8日（金）までにオンライン申請を行ってください。
- 2 紙申請する場合
次の書類を5月8日（金）までに在籍校に提出してください。
（提出用封筒に封入してください。）
 - ・ 高等学校等就学支援金 **受給資格認定申請書**（全員）
 - ・ 住民票の写し（原本）、特別永住者証明書の写し（コピー）等（日本国籍以外の方）
 - ・ 小中学校の卒業証書（写し）等（日本国籍以外の方で家族滞在による方）

※申請しない場合、授業料の納付が必要となりますのでご注意ください。

（昨年度末まで就学支援金の認定を受けている方も今回確認申請が必要です）。

※注意！

- 期限までに書類の提出がない場合は、就学支援金が支給できないことがあります。
（やむを得ない事情により期限までに提出できない場合は、学校にご相談ください。）
- 申請しない場合又は上記支給要件を満たさない場合、授業料月額 **9,900 円** を学校に納入していただきます。
- 申請後に国籍等支給要件の変更があった場合には、審査結果に影響を及ぼす可能性がありますので、速やかに学校へご連絡ください。
- 生徒氏名・住所・生年月日等に入力誤りがあった場合は、正しく審査ができません。
正確な入力をお願いします。

○ 留意事項

- ・不正に受給した場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科せられることがあります。
- ・類似の高校生等新修学支援（就学支援金の対象とならない外国籍生徒等生徒向け）については、国からの制度詳細確認中のため、国からの詳細が判明したのちにお知らせします（対象者向け）。

○ 授業料を負担いただく場合（就学支援金等が支給されない生徒）

下記のとおり授業料を納入していただきます。

納入区分	納入期限 (口座振替日)	納入額		備 考
		全日制	定時制	
4月～6月分	7月15日 (7月7日)	29,700円	8,100円	単位制の授業料及び受講料の場合は、履修科目の受講の承認を受けた後速やかに全額を納入いただきます。 定時制：1単位 1,740円 通信制：1単位 336円
7月～9月分	10月15日 (10月7日)	29,700円	8,100円	
10月～12月分	1月15日 (1月7日)	29,700円	8,100円	
1月～3月分 ※1	2月15日 (2月8日)	29,700円	8,100円	
1月～3月分 ※2	3月15日 (3月8日)	29,700円	8,100円	

※1 全日制課程の3年生・定時制課程の4年生については、1月～3月分を2月に納入していただきます。

※2 全日制課程の1、2年生及び定時制課程の1～3年生については、1月～3月分を3月に納入していただきます。

○ 問合せ先

〒790-0826 松山市文京町4番地－1 愛媛県立松山北高等学校 TEL 089-925-2161